

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

建築物防災週間における防災対策の推進について

標記週間については、広く国民を対象に建築物に関する防災知識の普及に努め、防災関係法令及び制度の周知徹底を図り、もって建築物の防災対策の推進に寄与するため、昭和35年以来実施してきているところです。

平成18年度下期における標記週間の実施について、下記のとおり定めましたので、貴職におかれましても、この週間において建築物の防災対策の推進に積極的に取り組まれますようお願い申し上げます。

なお、貴管内特定行政庁に対しても、この旨周知方お願い致します。

記

1 実施期間

平成19年3月1日（木）から平成19年3月7日（水）まで

2 実施要領

別紙の『平成18年度下期の重点事項における主な取組方法』のとおり

3 平成18年度下期の重点事項

(1) 住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の促進

東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震の発生が懸念されている中、近年地震被害が頻発し、多大な被害をもたらしていることから、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあります。

つきましては、別紙を参照の上、引き続き住宅・建築物の耐震化が促進されるよう、普及啓発に努めるとともに、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく、指導、助言等の実施に努めて下さい。

(2) カラオケボックスに関する点検の推進

本年1月20日の兵庫県宝塚市のカラオケボックス火災において、死者3名、負傷者5名が発生したところです。このような類似火災の再発を防止する為、平成19年1月23日付け国住指第2857号において、カラオケボックスの状況について緊急点検を実施しているところですが、本週間においても別紙を参照の上、引き続きカラオケボックスの用途に供する建築物又は建築物の部分に関し、点検を行って下さい。

(3) 落下物事故防止対策の推進

建築物の窓ガラス、外壁等の落下物による災害の防止については従来からご尽力を願っているところですが、平成17年8月に発生した宮城県沖の地震による仙台市のスポーツ施設での天井の崩落の事故など、建築物の内装材、外装材等の脱落による事故の発生はあとをたたない状況にあります。このため、落下のおそれのある建築物の所有者等に対し改修指導を行うよう、平成17年3月23日付け国住指第3248号、平成17年6月16日付け国住指第792号及び平成17年8月19日付け国住指第1337号で建築指導課長より通知をしたところですが、平成18年9月集計時点で、窓ガラスの地震対策につい

ては、未報告が約2,100件、未改修が約600件、外壁タイルの落下対策については、未報告が約9,700件、未改修が約500件、天井の崩落対策については、未報告が約3,900件、未改修が4,600件、残っているとこです。これらの建築物の所有者等に対し、報告及び改修指導を行うとともに、別紙を参照し、より一層指導を徹底するよう努めて下さい。

#### (4) アスベスト対策の推進

アスベスト問題への関心の高まりを受けて、民間建築物の所有者等に対して、吹付けアスベストの使用状況を把握し、飛散のおそれがある場合には、除去等の改善指導を行うよう、平成17年7月14日付け国住指第1049号及び平成17年8月8日付け国住指第1250号で建築指導課長より通知したところです。また、平成19年1月10日付け国住指第2786号において、未対応の建築物について、吹付けアスベストが使用されている箇所等の調査を依頼しているところですが、平成18年9月集計時点で、未報告が約45,400件、未対応が約9,800件残っているところです。

アスベスト対策の徹底を図るため、建築基準法を改正し、吹付けアスベスト等を使用禁止することにより、増改築時における除去等の義務付け、アスベストの飛散のおそれがある場合における勧告、命令等の実施、報告聴取・立入調査の実施、定期報告の結果の閲覧等の措置が可能となったところであり、さらに、アスベストの除去費用等に対する融資制度等の助成制度の創設を図っておりますので、引き続き関係部局と連携し、関係法令を遵守し、アスベスト対策を適切に行い、別紙を参照し、必要な改善指導を実施するよう努めて下さい。

#### (5) エレベーターの維持運行体制の推進

昨年6月、東京都港区でエレベーターのドアが開いたままの状態がかごが上昇したことにより、1名の方が亡くなりました。

このような事故が再発しないよう、エレベーター所有者に対し、維持・管理が適正に行われるよう指導するとともに、別紙を参照し、連絡体制等について適切に指導して下さい。

また、建築基準法第12条第3項において、エレベーターの所有者に対して、定期に、一級建築士や二級建築士、昇降機検査資格者に検査や損傷、腐食その他劣化の状況の点検をさせ、その結果を特定行政庁に報告を求めているところですが、平成17年度においては報告がなかったエレベーターが約41,000基ありました。報告のない所有者に対し、必ず定期点検を行っていただき、報告するよう指導を行って下さい。

### 4 その他の実施事項

#### (1) 防災査察の実施

適正な維持保全による建築物の安全性を確保するため、定期報告の提出されていない建築物等を中心に、特定行政庁の職員により、現地において建築物の状況を調査するとともに、必要な指導を実施されるようお願い致します。

なお、建築物及びその敷地へ立ち入って調査を行う場合には、建築物の管理者等に対して原則として事前にその旨通知するとともに、承諾を得て行うようお願い致します。

### 5 その他

#### (1) 関係機関との連携・協調

建築物防災週間の実施に当たっては、消防、警察等の関係部局及び建築関係団体等と連携・協調して十分な効果を上げるようお願い致します。

#### (2) 実施結果等の報告

建築物防災週間の実施結果については、別添様式により、貴職において、貴管内の各特定行政庁で作成された様式を取りまとめた上、一括して、平成19年3月20日(火)までに下記担当まで提出されるようお願い申し上げます。

提出いただいた実施結果は、取りまとめ公表する予定です。

6 担当

国土交通省住宅局建築物防災対策室業務係

電話 03-5253-8111 内線39566

## ◎平成18年度下期の重点事項における、主な取組方法

## 《共通事項》

- ① 住宅・建物の所有者・管理者に対する広報活動  
所有者・管理者の方への理解を深めるため、パンフレットの作成・配布、地方公共団体の広報紙や新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等を利用して、建築物防災週間の広報活動を展開し、各重点事項について、積極的に普及啓発を行う。
- ② 相談窓口の設置  
問い合わせに応じられるように相談窓口を開設するなどし、説明を行う体制を整える。
- ③ 講習会・説明会の実施等  
各重点項目について、正しい知識や応急的な補強方法、回収方法等の普及徹底を図るため、講習会等を行い、必要に応じて適切な施工能力を持った業者を紹介、あっ旋する。
- ④ 防災査察等の実施  
防災査察や違反建築物パトロールを行い、必要な注意喚起を行い、必要に応じて、是正指導を実施する。

## 《建築物の耐震診断・耐震改修の促進》

特定建築物や防災拠点となる民間建築物の耐震化が図られるよう、市区町村や建築関係団体等と連携し、耐震診断や耐震改修の必要性や効果について、建築物の所有者に対して、普及啓発を行うとともに、耐震診断・耐震改修の実施について、積極的に指導、助言等を行ってください。

## 《カラオケボックスに関する点検》

カラオケボックスの用途に供する建築物又は建築物の部分を対象に、建築基準法令に適合しているか否かについて、引き続き点検を実施し、違反が認められた場合には、当該カラオケボックスの所有者等に対して、使用禁止等の措置を指導し、速やかに是正させて下さい。

## 《落下物事故防止対策の推進》

定期報告時に外壁等の落下のおそれの指摘があった建築物については、指摘の状況に応じて改善指導書等を送付するなどして、改善に努めて下さい。  
また、中心市街地の主要道路や避難経路に面する建築物の現地調査を行い、落下のおそれのある建築物の所有者に対して、改善指導を行って下さい。

## 《アスベスト対策の推進》

解体現場等のパトロールを強化し、解体建材の確認や、解体時等の作業方法について指導を行って下さい。  
また、露出した吹付けアスベストがあるものは、その場で指導等を実施するとともに、専門業者による除去等の対策を進めるよう指導して下さい。

## 《エレベーターの維持運行体制の推進》

平成5年6月30日付け建設省住防発第17号「昇降機の維持及び運行の管理に関する方針」により、運行管理面の安全性の確保を図っていただいているところですが、再度、所有者の方々に対し、人身事故発生時の措置（応急手当等必要な措置、関係機関への連絡体制、特定行政庁への事故情報の報告）等を周知徹底して下さい。

(別添様式)

都道府県名: \_\_\_\_\_

担当課名		担当者名	
連絡先電話番号		メールアドレス	

1. 期間中に行った防災知識の啓発活動

ポスター	掲示数	
パンフレット	配布数	
イベント・その他	実施事項・効果等	

2. 通知記3の重点事項の実施状況

事項名	実施状況について(主な指導内容、実施事項等)
(1)住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の促進	
(2)カラオケボックスに関する点検の推進	
(3)落下物事故防止対策の推進	
(4)アスベスト対策の推進	
(5)エレベーターの維持運行体制の推進	

3. 独自に設定した重点事項

事項名	実施内容等

4. 防災査察の実施状況

実施件数	主な指導内容等
現地調査件数	
是正指導件数	

5. その他特記事項、要望・意見等

--